

福井市啓蒙地区社会福祉協議会規約

第1条 名称及び事務所

本会は福井市啓蒙地区社会福祉協議会という。

本会の事務所は啓蒙公民館内に置く。

第2条 目的及び事業

本会は啓蒙地区内の住民が健康で文化的な生活を営むことができるように全住民が協力して地区全体の福祉を増進し、明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

1. 地域の福祉に関する総合的計画及び調査研究
2. 地域の福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための啓発宣伝
3. 児童福祉に関する事業
4. 保健衛生の向上に関する事業
5. 生活に関する事業
6. 各種団体事業との調整
7. 福井市社会福祉協議会との連携
8. 共同募金、歳末助け合い各種団体等の運動協力
9. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 組 織

本会は啓蒙地区内の居住の全住民をもって組織する。

第5条 役 員

1. 本会に次の役員をおくことができる。
会長 1 名、副会長 3 名(内1名が啓蒙地区自治会連合会副会長)、常務理事 1 名、庶務 1 名、会計 1 名、理事若干名、評議員若干名、監事 2 名
2. 会長は理事会において選出する。
副会長及び常務理事、庶務、会計は総会において会長が委嘱する。
理事、監事は評議員会において選出する。
3. 評議員は各自治会及び各種団体から推薦された方および社会福祉関係者をもって会長が委嘱する。
4. 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会において推薦する。
顧問は会長の諮問に応じまたは会議に出席して意見をのべることができる。

第6条 役員の任期

1. 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
2. 役員に欠員が生じたときは補充することができる。但し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 役員の任務

1. 会長は本会を代表し会務を総括し会議を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 常務理事は会長の命を受けて会務を処理する。
4. 庶務は本会の庶務を処理する。
5. 会計は本会の経理を処理する。
6. 理事は理事会を組織して会の重要事項を審議する。
7. 評議員は本会業務の末端浸透と評議員会において業務その他の審議をする。
8. 監事は本会の業務の執行状況並びに経理を監査する。

第8条 会 議

1. 会議は総会、理事会、評議員会とする。
2. 総会は年1回これを開く。総会は理事及び評議員の合同会議をもってこれに代えることができる。議長は自治会連合会長があたる。
必要ある場合は臨時に召集することができる。
3. 総会の議決を要する事項は次の通りとする。
 - 1) 事業計画
 - 2) 収支決算並びに予算
 - 3) 役員の選出
 - 4) 規約の改廃
 - 5) その他の重要事項
4. 理事会の議決を要する事項は次の通りとする。
 - 1) 事業計画及び執行に関する事項
 - 2) 収支決算並びに予算
 - 3) 役員の選出
 - 4) 規約の改廃
 - 5) その他の重要事項

第9条 会 計

1. 本会の会計は会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

付 則

この会則は平成2年8月31日から施行する。

平成22年6月18日一部改正。

平成30年4月24日一部改正